**●定期報告の手続き、審査の流れ**

建築物の所有者又は管理者（所有者と管理者が異なる場合は，管理者）に定期報告制度のお知らせ（対象通知）をお送りします。

大分市

※ 本市からのお知らせの有無にかかわらず，制度の対象となる建築物であれば，定期調査・検査と定期報告が必要です。

所有又は管理する建築物が，対象建築物に該当するか御確認のうえ，該当する場合は，下記資格を持った調査者・検査者に業務を依頼してください

所有者・管理者

※通知を受けた建築物が報告対象外の場合には、お手数ですが、「変更・対象外等理由報告書」を返送いただきますようお願いいたします。

**■建築物**の調査者 ⇒ 特定建築物調査員

**■建築設備**の検査者 ⇒ 建築設備検査員

**■防火設備**の検査者 ⇒ 防火設備検査員

**■昇降機・工作物**の検査者 ⇒ 昇降機等検査員

又は一級建築士、二級建築士

①建築物の調査・検査を実施してください。

調査者・検査者

**■建築物の定期調査の対象となるもの**

敷地及び地盤，建築物の外部，屋上及び屋根，建築物の内部，避難施設等

**■建築設備の定期検査の対象となるもの**

換気設備（中央管理方式の空気調和設備・機械式換気），機械排煙設備，非常用の照明装置

**■防火設備の定期検査の対象となるもの**

**防火扉(随時閉鎖・常時閉鎖)**，防火シャッター，耐火クロススクリーン

　※(防火ダンパー・外壁開口部の防火設備は報告対象外)

**■昇降機の定期検査の対象となるもの**

エレベーター，エスカレーター，小荷物専用昇降機

**■工作物の定期検査の対象となるもの**

観光用エレベーター等，遊戯施設等

②点検結果を記載した定期報告書を作成し、**報告期日までに大分市**に提出してください。（昇降機等を除く。）

**■建築物**の報告期日 ⇒ **報告年の１２月２０日**

**■建築設備・防火設備**の報告期日 ⇒ **毎年１２月２０日**

**■昇降機・観光用エレベーター等・遊戯施設等**の報告期日 ⇒ 前年の報告を行った日の翌日から起算して1年を経過する日の属する月の末日まで

大分市

提出された定期報告書の受付・審査を行います。

審査・訂正等の手続きののち、副本の返却を行います。

（受付手続きの詳細は以下のとおりです。昇降機等除く。）

**①：以下の書類を準備のうえ、開発建築指導課窓口にて提出。（各正副２部）**

**③：正副共にお預かりをした報告書の「内容審査」を行います。審査項目は以下事項です。**

【審査項目】

・**(ⅳ)調査（検査）結果表のうち、調査（検査）内容に不備はないか。**

　※調査（検査）対象であるに関わらず、チェックが漏れている項目が多く見受けられます。確実な調査（検査）及び報告をお願いいたします。

　※審査の結果、報告書の内容に不備のあった報告書については、訂正を依頼します。

**【特殊建築物】**

**(ⅰ)受付管理票**

(ⅱ)定期調査報告書

(ⅲ)定期調査報告概要書

(ⅳ)調査結果表

(ⅴ)調査結果図

→(ⅶ)図面と兼用可。

(ⅵ)関係写真

(ⅶ)付近見取図、配置図、各階平面図、建物求積図

**※委任状（調査者等が報告書を持参する場合）**

**【建築設備・防火設備】**

(**ⅰ)受付管理票**

(ⅱ)定期検査報告書

(ⅲ)定期検査報告概要書

(ⅳ)検査結果表

(ⅴ)検査結果図(防火設備のみ)

(ⅵ)測定結果表(建築設備のみ)

(ⅶ)関係写真

(ⅷ)付近見取図、配置図、各階平面図。

※建築設備は任意添付。防火設備は要是正があった場合必要になります。

**※委任状（調査者等が報告書を持参する場合）**

**②：窓口にて、「受付審査」を行います。審査項目は以下事項です。**

【審査項目】

**・提出書類はすべて揃っているか。**

**・(ⅰ)受付管理票のうち、すべての項目にチェックがなされているか。**

**・「定期調査（検査）報告チェックシート」の内容を満たしているか。**

※上記項目を満たさない報告書は、受付出来ない場合があります。ご了承願います。

Ｐ

**④：訂正等完了した報告書について副本の返却を行います。**

※この時点で定期報告の受付完了となります。訂正等の手続きが完了しないまま一定期間放置された報告書については、未完了の状態で所有者又は管理者へ返却させていただきます。

所有者又は管理者に，定期報告書の副本をお渡しし，指摘事項を伝えてください。

調査者・検査者

指摘事項を確認してください。

所有者・管理者

・ 指摘事項がない場合は，引き続き，適法な維持保全に努めてください。

・ 指摘事項がある場合は，是正措置を実施し，「是正措置等完了報告書」に必要書類を添付のうえ、本市に是正措置完了の報告を行ってください。

　　◆お問い合わせ先◆

　大分市役所　都市計画部

開発建築指導課　建築指導担当班

電　話　０９７－５８５－５０３４

ＦＡＸ　０９７－５３４－６２０１